

## 特定漁港漁場整備計画の策定について

漁港漁場整備法第17条第1項の規定により、当総合振興局では、次の島牧地区の「特定漁港漁場整備計画」の変更を行いました。

計画の縦覧をご希望の方は、当総合振興局産業振興部水産課まで連絡願います。

### 【後志総合振興局における計画変更地区の概要】

計画地区名	計画期間	計画事業費	計画内容（主な整備内容）	備考
島牧地区	H15～27	5,062 百万円	[漁港] 厚瀬漁港 外防波堤(新設) L=220.0m 北防波堤(新設) L= 15.0m 西防波堤(補修) L= 60.0m 西護岸(補修) L= 49.7m -4.0m航路(浚渫) A=8,500m <sup>2</sup> V=18,000m <sup>3</sup> 軽白漁港 北防波堤(改良) L= 23.7m 北防波堤(補修) L= 25.0m 外防波堤(新設) L=160.0 → 140.0m -4.0m航路(浚渫) A=400m <sup>2</sup> V=800m <sup>3</sup> [漁場] 後志西部厚瀬漁場(ヤリイカ産卵礁の新設9.0ha) 軽白沖合漁場(魚礁の新設35,000空m <sup>4</sup> )	変更内容 外防波堤 L=160.0→140.0m 北防波堤の廃止 L= 20.0→0.0m

### 【計画変更（案）の縦覧に係る意見】

漁港漁場整備法第17条第1項の規定により実施した変更計画（案）の縦覧に際し、提出された意見は次のとおりです。

[縦覧期間] 平成25年2月1日 ～ 平成25年2月20日

[縦覧場所] 北海道後志総合振興局産業振興部水産課

[提出意見] 該当なし